

川俣事務所 かわら版 No. 9 1 (2021. 1)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

雇用調整助成金の特例措置等の延長について

令和3年1月22日、厚生労働省職業安定局より、報道関係者あてに、雇用調整助成金の特例措置等の延長について、政府の方針が発表されました。

2月末まで延長されていた雇用調整助成金の特例措置が、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長される予定です。

雇用調整助成金のほか、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金も現在の特例措置と同様の内容となる予定です。現段階では予定です。

特例措置は、①助成率が中小企業の場合、5分の4（解雇等を行わずに雇用維持している場合は100%）、②日額上限額15,000円などです。

また、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置を段階的に縮減していくとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業（生産指標が前年又は前々年の同期と比べ、最近3ヵ月の月平均値で30%以上減少した全国の事業所）について、2ヵ月間は次のようになるようです。

① 日額上限額 13,500円（現行15,000円）

② 助成率 中小企業の場合、10分の9（現行10分の10）

改正育児介護休業法の施行～令和3年1月1日より

子の看護休暇及び介護休暇の時間単位取得が可能となりました。

・子の看護休暇

小学校就学前の子を養育する者が、負傷し、又は疾病にかかった子の世話をする場合や予防接種を受けさせ、又は健康診断を受診させる場合に、年次有給休暇とは別に、1年度につき、小学校就学前の子が1人の場合には5日、2人以上の場合には10日を限度として、取得できる休暇（有給か無給かは会社（就業規則等）が決定する）。

・介護休暇

要介護状態にある対象家族を介護する者が、その家族の世話をするために、年次有給休暇とは別に、1年度につき、要介護状態にある対象家族が1人の場合には5日、2人以上の場合には10日を限度として、取得できる休暇（有給か無給かは会社（就業規則等）で決定する）。

子の看護休暇及び介護休暇は、1日単位のほか、時間単位で、始業時刻から連続、又は終業時刻まで連続して取得できるようになりました。そして、この場合、休暇を取得した時間数の合計が、1日の所定労働時間に到達した時点で休暇1日と計算することになっています。

36協定届の様式が新しくなります～令和3年4月1日より

36協定届（「時間外労働・休日労働に関する協定届」）の様式が変更になり、使用者の押印（署名）が不要になり、労働者代表についても、押印（署名）が不要となります。

また、労働者代表についてのチェックボックスが新設され、ここにチェックする必要があります。（①過半数代表であること、②管理監督者ではなく、適正な方法により選任されたこと）

なお、36協定届は、別に労使協定がある場合、その内容を記入し提出するため、労使双方の押印（署名）を不要としておりますので、提出する36協定届が労使協定を兼ねる場合には、労使双方の記名押印（署名）が必要となります。